

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 矢萩新一

「平和の源」

管区事務所総主事 司祭 エッセイ 矢萩新一

「希望の源である神が、信仰によって得られるあらゆる喜びと平和とであなたがたを満たし、聖霊の力によって希望に満ちあふれさせてくださるように。」(ローマ15:13)

新しい1年の始まりです。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。先日、ノーベル平和賞を受賞したICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)のベアトリス・フィン事務局長が来日し、長崎や広島を訪を終えて東京から帰国する前に、WCRP(世界宗教者平和会議)日本委員会核兵器廃絶・軍縮タスクフォースのメンバー有志との面会に同席させていただきました。

フィン事務局長は、「宗教団体は社会で最も影響力のあるファクター」です。「パートナーである皆さんもノーベル平和賞を受賞したのと同じです。」とコメントされ、核兵器禁止条約への加盟国を増やすために、条約への参加に消極的な国に核廃絶の必要性を訴え、草の根レベルでの対話や啓発によって、政策転換を働きかけていくことが大切だと訴えられました。

昨年9月の核兵器禁止条約の署名式では、日本は採択に参加しませんでした。被爆の体験を持つ国としての自覚を新たにしていきたいと願います。抑止力として核を保持するという考え方を改めて、私たちの信仰や良心が、最大の抑止力になるのだということを信じたいと思います。

強者の利益や自分達だけの都合の為に付度されるのではなく、一人ひとりの命が大切にされるために、平和の実現の為に付度する私たち、疑いのあるところに信頼をと平和の実現を祈り・行動する私たちでありたいと願います。

新しい1年の歩みの上に神さまの豊かな祝福とお導きがありますように。

□会議・プログラム等予定

(2018年1月25日以降)

- 1月
25日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕
25日(木) 主事会議〔管区事務所〕
27日(土) 正義と平和・ジェンダープロジェクト会議〔京都〕
- 2月
5日(月) 正義と平和・憲法プロジェクト〔京都〕
5日(月)～6日(火) 各教区正義と平和担当者会〔京都〕
6日(火) 正義と平和委員会〔京都〕
7日(水)～9日(金) 定期主教会〔横浜〕
9日(金) 女性の聖職に関わる特別委員会〔管区事務所〕
20日(水) 常議員会〔管区事務所〕
27日(火)～3月1日(木) 管区共通聖職試験〔各教区〕
28日(水) 聖公会・カトリック合同委員会〔管区事務所〕
- 3月
2日(金) 人権問題担当者会〔熊本〕
6日(火) 聖公会・ルーテル教会協議会〔カトリック中央協議会〕
8日(木) 原発問題プロジェクト・国際会議準備会〔管区事務所〕
8日(木) 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会〔管区事務所〕
14日(水) 収益事業委員会〔管区事務所〕
22日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕
22日(木) 主事会議〔管区事務所〕
22日(木) 財政主査会〔管区事務所〕
27日(火) 聖職試験委員会〔管区事務所〕

<関係諸団体会議・他>

- 1月26日(金) カルト問題キリスト教連絡会〔管区事務所〕
31日(水) NCC 役員会・常議員会〔早稲田〕
31日(水) 日本宗教連盟幹事会・理事會〔神道大教〕
2月1日(木)～2(金) 外キ協全国協議会〔北海道〕

(次頁へ続く)

□各教区

横浜

- ・第79(臨時)教区会 2018年3月3日(土) 9時半～16時 横浜聖アンデレ主教座聖堂 日本聖公会横浜教区主教選挙のため

神戸

- ・阪神・淡路大震災23年記念聖餐式 2018年1月17日(水) 10時半 神戸聖ヨハネ教会 司式:主教 オーガスチン小林尚明

†逝去者 靈魂のパラダイスにおける光明と平安を祈ります。

司祭 コルネリオ斎藤雄一師(東北・退職) 2017年12月22日(金) 逝去(79歳)

(前頁より)

- 3日(土) NCC主催・宣教会議 2018第4回ブレ集會〔早稲田〕
- 14日(水) WCRP核兵器廃絶・軍縮タスクフォース〔東京〕
- 15日(木) 日本キリスト教連合会常任委員会・定例講演會〔管区事務所〕
- 23日(金)～25日(日) U26全国集會〔京都〕
- 28日(水) NCC役員會〔早稲田〕
- 3月7日(水)～14日(水) WCC世界宣教会議〔タンザニア〕
- 19日(月) 日本キリスト教連合会常任委員会〔お茶の水〕
- 19日(月)～20日(火) NCC第40総會〔神田キリスト教会〕
- 24日(土) 史談會〔管区事務所〕

《人 事》

東北

- | | | |
|--------------|------------|----------------------------|
| ＜信徒奉事者認可＞ | 2018年1月1日付 | |
| (盛岡聖公会) | | ペテロ阿部禧典、ルカ赤坂 徹 |
| (仙台聖フランシス教会) | | ヨセフ長井 淳、サムエル渡部正裕、チャールズ八代 現 |
| ＜分餐奉仕協力許可＞ | 2018年1月1日付 | |
| (盛岡聖公会) | | ペテロ阿部禧典、ルカ赤坂 徹 |
| (仙台聖フランシス教会) | | ヨセフ長井 淳、サムエル渡部正裕、チャールズ八代 現 |

横浜

- | | | |
|---------------|---------------------------|--|
| 司祭 テモテ姜 炯俊 | 2017年12月16日付 | 松戸聖パウロ教会牧師補の任を解く。
松戸聖パウロ教会副牧師に任命する。 |
| 主教 ローレンス三鍋 裕 | 2018年3月31日付 | 定年により退職とする。 |
| 司祭 シモン長野 睦 | 2018年3月31日付 | 定年により退職とする。 |
| 司祭 ヨハネ相澤牧人 | 2018年3月31日付 | 定年により退職とする。 |
| 司祭 ヤコブ三原一男 | 2018年3月31日付 | 定年により退職とする。 |
| 司祭 ステパノ岡野保信 | 2018年3月31日付
2018年4月1日付 | 厚木聖ヨハネ教会管理牧師の任を解く。
沼津聖ヨハネ教会管理牧師に任命する。 |
| 司祭 バルナバ大野清夫 | 2018年3月31日付
2018年4月1日付 | 小田原聖十字教会牧師の任を解く。
清里聖アンデレ教会牧師に任命する。 |
| 司祭 サムエル小林祐二 | 2018年3月31日付
2018年4月1日付 | 鎌倉聖ミカエル教会牧師およびベタニヤ・ホーム
聖ヒルダ礼拝堂チャプレンの任を解く。
横浜聖アンデレ教会牧師に任命する。 |
| 司祭 エドワード宇津山武志 | 2018年3月31日付
2018年4月1日付 | 平塚聖マリヤ教会牧師および大磯聖ステパノ礼
拝堂管理牧師の任を解く。
静岡聖ペテロ教会牧師、清水聖ヤコブ教会管
理牧師および島田伝道所管理牧師に任命する。 |

司祭 ダビデ島田征吾	2018年3月31日付 2018年4月1日付	清里聖アンデレ教会牧師の任を解く。 平塚聖マリヤ教会牧師および厚木聖ヨハネ教会管理牧師に任命する。
司祭 ペテロ松田 浩	2018年3月31日付 2018年4月1日付	沼津聖ヨハネ教会牧師および伊豆聖マリヤ教会管理牧師の任を解く。 藤沢聖マルコ教会牧師に任命する。
司祭 ダビデ渡部明央	2018年3月31日付 2018年4月1日付	藤沢聖マルコ教会牧師の任を解く。 市川聖マリヤ教会牧師および浦安伝道所管理牧師に任命する。
司祭 サムエル北澤 洋	2018年3月31日付 2018年4月1日付	八日市場聖三一教会牧師の任を解く。 鎌倉聖ミカエル教会牧師およびベタニヤ・ホーム聖ヒルダ礼拝堂チャプレンに任命する。
司祭 テモテ姜 炯俊	2018年3月31日付 2018年4月1日付	松戸聖パウロ教会副牧師の任を解く。 小田原聖十字教会牧師および伊豆聖マリヤ教会管理牧師に任命する。
執事 トマス吉田仁志	2018年3月31日付 2018年4月1日付	柏聖アンデレ教会牧師補の任を解く。 八日市場聖三一教会牧師補に任命する。
執事 パウロ窪田真人	2018年3月31日付 2018年4月1日付	伊豆聖マリヤ教会牧師補の任を解く。 沼津聖ヨハネ教会牧師補に任命する。
司祭 ジェローム村上守旦(退)	2018年4月1日付	柏聖アンデレ教会において嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期1年)
司祭 マルコ河崎 望(退)	2018年4月1日付	横浜聖クリストファー教会において嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期1年)
司祭 マルコ高田 眞(退)	2018年4月1日付	茂原昇天教会において嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期1年)
司祭 ミカエル大居雅治(退)	2018年4月1日付	鴨川聖フランシス教会および南三原聖ルカ教会において嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期1年)
司祭 ヤコブ三原一男(退)	2018年4月1日付	松戸聖パウロ教会において嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期1年)
執事 ヨナ眞栄田 肇(退)	2018年4月1日付	司祭バルナバ田澤利之のもとで、福田聖公会において嘱託執事として勤務することを委嘱する。(任期1年)
<信徒奉事者認可> (林間バルナバ教会) 神戸	2018年1月9日付 クリストファ小平 基	(任期1年)
司祭 ヨハネ芳我秀一	2018年4月2日付 2018年4月3日付	姫路顕栄教会牧師の任を解く 徳島インマヌエル教会管理牧師の任を解く 徳島インマヌエル教会牧師を任命する 鳴門聖パウロ教会管理牧師を任命する 富岡キリスト教会管理牧師を任命する

司祭 ミカエル小南 晃	2018年4月2日付	鳴門聖パウロ教会管理牧師の任を解く 富岡キリスト教会管理牧師の任を解く
司祭 パウロ上原信幸	2018年4月3日付	姫路顕栄教会管理牧師を任命する
執事 テモテ遠藤洋介	2018年4月2日付	広島復活教会牧師補の任を解く
	2018年4月3日付	神戸聖ミカエル教会牧師補を任命する
聖職候補生 バルナバ永野拓也	2018年4月1日付	広島復活教会勤務を命ずる

九州

<信徒奉事者認可> 任期：2018年度

(福岡聖パウロ教会)	秋山献之、有村元伸、外池圭二、園木一男、佐藤 群
(小倉インマヌエル教会)	東 美香子、石垣 献、岡村忠平、河原 忍、金野実加枝、櫻井隆一、平上千鶴子、ピーター・フリーボーン
(直方キリスト教会)	君原 實
(福岡ベテル教会)	簗田紘子
(久留米聖公教会)	真木信行
(菊池黎明教会)	蒲池近江、高橋尚子
(熊本聖三一教会)	秋山みどり、佐藤 充
(佐世保復活教会)	辻 裕子、丸田耕造
(鹿児島復活教会)	岡積正子、島 紀夫、藤田啓子、森田誠也

<分餐奉仕協力許可> 任期：2018年度

(福岡聖パウロ教会)	秋山献之、有村元伸、外池圭二、園木一男、佐藤 群
(小倉インマヌエル教会)	東 美香子、石垣 献、岡村忠平、河原 忍、金野実加枝、櫻井隆一、平上千鶴子、ピーター・フリーボーン
(熊本聖三一教会)	秋山みどり、佐藤 充
(佐世保復活教会)	辻 裕子、丸田耕造
(鹿児島復活教会)	岡積正子、島 紀夫、藤田啓子、森田誠也



■ 2017年12月1日～2日

各教区財政担当者連絡協議会を開催

財政の問題は、詰まるところ宣教の問題である…

管区財政主査 内田研吾

管区では2年に一度、11教区の財政担当者が集まり、日本聖公会の各教区の財政について意見交換や問題を議論する場を設けています。今回も12月1日(金)、2日(土)の2日間に牛込聖バルナバ教会会館をお借りして、26名の参加者が集まり様々な事柄が話し合われました。

プログラムとしては、1) 管区財政報告、2) 年金財政報告、3) 各教区情報交換、4) 宗教法人税務、5) 大斎克己献金、6) 教役者給与支援、7) 聖公会年金規則改定、8) アンケート集計報告および意見交換、となっています。

初日は、矢萩総主事の開会のお祈りに始まり、出席者の自己紹介後に、管区財政の現状について事務所の岡岡氏より2016年度決算および2017年度収支予想を中心に細かい説明がありました。その後、中林主査より聖公会年金の見直しについての話があり、年金資金は今後、新しい聖職が毎年5名生まれ、運用利回りが1%位確保できれば将来的には資金は安泰ということでした。

財政の諸問題は、詰まるところ宣教の問題

各教区から10分程度の現状報告と言う形で情報交換が行なわれましたが、3つの課題としては、以前からもありました信徒の高齢化、献金の減少、教会の老朽化、そして最も大きな問題として聖職の減少があげられました。これらについてはすぐに解決できる特効薬のようなものはありませんが、財政の問題を話し合っていくと詰まるところそれは、宣教の問題ということになるようです。

2日目は久保田主査より宗教法人税務について留意する点として、近年どの教区でも増えて来

ている遺贈に関する税務上の問題点、収益事業としてのバザー等の他にも印紙税、消費税マイナンバー等の扱いの具体的な対応について解説をしてもらいました。

大斎克己献金の説明については、矢萩総主事よりお話がありました。1950年に始まり国内伝道強化の為にであったが、その後海外の伝道の為に用いられることになった。これまでに11の新しい教会、伝道地の為に捧げられてきました。伝道強化計画書によって申請承認された案件について一計画上限1千万円として複数の計画に支出できるようになっています。計画がないときは繰り越して積み立てて行きます。

教役者給与支援と聖公会年金規約の変更

次の議題としては教役者給与支援についてでした。これは下から3番目の教区の給与水準にそれ以下の教区の引き上げをするというものでした。2013年から始まりましたが、2015年から管区・教区の拠出金を上回るようになり、これをそのまま続けると資金が枯渇してしまうので、上限を4百万円として圧縮率を算定基準にして算出したものを2教区に支出することに内規を変更して2019年度より実施することになります。

午前中の最後の議題として、聖公会年金規約の変更の説明がされました。この変更点は、まず受給資格年数を引き下げたことです。従来は25年加入が条件でしたが、今後は10年加入の方もその年数に応じて支給を受けられるという点。次に、一時金の計算方式の変更により、いままですら途中で脱退される方の掛けた金額より低かったものを修正すると共に、複雑な計算式を簡単にするという内容です。三点目は退職年金の5年間支給を保証するという変更で、事例として聖職が70歳の定年前に亡くなられた場合、そ

の後の5年間分の退職年金と遺族年金との差額を、一時金として支払うという変更です。又、いままでは外部の金融機関に委託していた年金事務を管区事務所で扱うことにより、経費の節減となりますが、規定改定は来年の総会で承認を得たのち施行することになります。

率直な意見交換の広場として

午後からは、各教区から出されたアンケートの集計報告と意見交換の場になりました。信徒の減少が続く中、信徒を増やすためには人々の求めているものをつかんで行くことが必要であるが、新しいプロテスタントの教会では、信徒が増えている。その為には聖職のリーダーシップが

求められているが、神学院ではそれらの教育はできないのかという意見がありました。ある教区では、聖職が変わり、この5年間で平日の夜にオープンチャーチをしたことなどにより信徒が増えてきたというところもありますが、教区に5年の夢、ビジョンがないことで尻すぼみになったところもあるようです。結婚式をあげたカップルが最初は教会に来て、段々来なくなる状況が見受けられるが、教会での仕事が多く、それを見た若い人が教会離れになる原因にもなっている等と様々な問題提起の会議になったが、最初に述べた様に特効薬のない難問に直面している日本聖公会の現状を認識させられた2日間でありました。

■ 2017年12月7日～8日 / 各教区人権担当者会

今も存在する部落差別

— 各教区人権担当者会に参加し学んだこと —

管区人権担当者 司祭 クリストファー 奥村 貴充

わたしが生まれ育った場所には、子どもでも自転車に乗れば数分程度の所に被差別部落の地域がありました。周りの大人からは「あの村には行くな」「あそこの人とは友だちになるな」と言われながら育ってきたので、自分の中にも差別意識が無意識の内に形成されてきたことは事実です。今でも心の奥底に潜んでいるということをはッと気づくことがあります。現在、管区人権問題担当をしています。こうした自分の差別意識と向き合い、正しい歴史と事実を学ばせていただいている機会が与えられていることを思う次第です。

さて、この各教区人権担当者会は今回で2回目の開催です。従来は人権セミナーの後に各教区の人権担当者が報告をしていましたが、それでは不十分で学びの時を持つということがきっかけで始まりました。ちなみに昨年は12月に多磨全生園で行なわれましたが、これは2016年の総会でハンセン病回復者と家族のみなさまへ

の謝罪声明を決議する件が可決されたことに基づくものです。

今回は12月7日から8日まで1泊2日で行なわれました。まず1日目のセッション1はナザレ修女会の会議室を会場に各教区から報告があり、それぞれの地であって抱えている人権に関する課題が分かち合われました。また、管区の人権問題担当からも今年度の新任研の取り組み、同宗連や部キ連での活動なども報告されました。夕食を挟んでセッション2は鈴木慰氏による講話で、狭山事件の事前学習でした。犯人とされてしまった石川一雄氏が刑事から自白を強要されたということ、また万年筆の証拠品がでっ上げであることなどを学びました。この講話を受けて1963年5月に埼玉県狭山市で発生した女子高生誘拐殺人事件というものは、捜査に行き詰まった警察が「被差別部落の人間ならしかねない」という社会に蔓延している差別意識のもと、被差別部落出身の石川一雄氏を別件で逮

捕し、その後の裁判で無期懲役が確定したという、狭山事件は部落差別に基づいた冤罪事件であることを改めて心に刻みました。



石川一雄氏の講演を聞く

2日目はナザレ修女会での聖餐式の後、吉祥寺から狭山へ電車で向かい、セッション3の石川一雄氏による講演を受けました。話の中では、逮捕当日の上申書と脅迫状との筆跡の違いがある点、自白が虚偽である点などを聞きました。この中で特に印象に残ったのは刑務所の中での看守との人間的なつながりです。石川一雄氏は自作の短歌を書いたサイン色紙をわたしたちに見せると「初めての人は、石川一雄は読み書きできると思うかもしれないが、わたしは刑務所の中で漢字を勉強しました」と語り始めました。石川一雄氏は刑事に唆されて、家の大黒柱であるお兄さんが犯人だと思い込み、兄を守るために虚偽の自白をしてしまいます。そこで死刑囚として刑務所に入り、出会った看守のことについて「漢字を教えてくれた看守さんは、命の恩人だと思っています」と話しました。これは無罪を訴えるために差し当たって必要な字を看守が免職を覚悟の上で教えていったもので、相手のニーズに合わせて寄り添っていく看守の姿勢には学ばべきところがあると感じさせられました。それから8年間、その看守は読み書きを教え、妻は石川一雄氏の両親の名前を使い、密かにボールペンや紙を差し入れたとのこと。「看守さんがいなかったら今でも読み書きはできなかったと思います。奥さんの協力がなかったら世の中に無実を訴える手紙は出せなかったと思います」

と語りました。最後に石川一雄氏は「この再審請求で再審を勝ち取り、殺人犯というレッテルを剥がすために、皆さまにも支援をお願いしたい」と呼びかけました。

セッション4は狭山現地調査で鈴木慰氏の解説のもと、現場を歩いて自分の目で見ることによっていかに警察の仕立てた犯行のシナリオが現実的ではないかを実証していきました。特に復元された石川一雄氏の生家では、鴨居に置かれてあったとされる被害者の万年筆はこれも警察による自作自演のものだということを確認し、冤罪であるということに参加者一同で再確認しました。

鈴木慰氏によるフィールドワーク



最後になりますが、1974年に寺尾裁判長によって受けた無期懲役の確定判決の後、40数年に亘って裁判は行なわれず、寺尾判決が石川一雄氏に見えない手錠をかけ続けているのが現状です。2016年には部落差別解消推進法が制定されました。これは2002年に地対財特法（地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律）が終了してから14年に亘る法の空白を埋めた画期的な出来事です。その第1条に「現在もなお部落差別が存在する」と明記されています。現に、冤罪しかも部落差別意識に基づく恐ろしい人権侵害が今もあります。その具体的な事柄が狭山事件です。自らの内にある差別意識を見つめ、正しい方向に向き直っていくことが求められています。そのようなことを感じさせられた今回の各教区人権担当者会でした。

■特集／日本聖公会・宣教担当者の集い

日本聖公会＜宣教・牧会の十年＞提言からの中間点に在って

—2017年12月11日～12日／「宣教担当者の集い」にて—

管区渉外主査 司祭 アシジのフランシス 西原廉太

昨年12月11日(月)、12日(火)に、京都の京都教区センターを会場にして、「宣教担当者の集い」が開催された。各教区から宣教担当者が集まり、日本聖公会＜宣教・牧会の十年＞提言からの中間点に在って、現在の各教区の取り組み、状況、課題等について、互いに耳を傾けあった。私は、2012年の「日本聖公会宣教協議会」において基調講演をさせていただいたこともあり、今一度、私が主題としていたのは何であったのかを中心に、お話をさせていただく機会を与えられた。以下、その概要を記したい。

2012年「日本聖公会宣教協議会」の基調講演の中で、私は、アングリカン・コミュニオンにおける「宣教の5指標」(5 Marks of Mission)について紹介した。①神の国の福音を宣言すること。②教え、洗礼を授け、新たな信徒を養うこと。③愛の奉仕によって人間の必要に応えること。④社会の不正義な構造の変革に参加すること。⑤被造物の完全さを守り、地上の命を保持し、新たにするため努力すること。現在、世界の聖公会はこの「宣教の5指標」を共通する宣教目標として大切にしており、日本聖公会が「宣教」を考える場合に、「宣教の5指標」抜きに論じることはできない。

アングリカン・コミュニオン特別常置委員会“MISSIO”は、ACC-11(1999年、スコットランド)に最終報告『宣教における聖公会のわたしたち変革への旅—』を提示している。この最終報告は、「宣教の5指標」についての重要性を再強調する一方で、宣教を行なう視点がこの5つしかないと考えられてはならず、それぞれの聖公会が置かれている文脈の中で、より創造的に考えられなければならないと指摘している。重要な

ことは、「宣教の5指標」を、そのまま引用することではなく、それぞれの聖公会が、それぞれの状況や課題に向き合う中で、豊かに「解釈」しなければならない、ということである。その意味では、日本聖公会の宣教の課題とは、日本聖公会が置かれている文脈、状況の中で、いかにこの「宣教の5指標」を解釈し、独自の言葉に練り上げるか、ということにあると言っても過言ではない。「宣教の5指標」が、ばらばらに置かれるのではなく、宣教指標の5つのロープが、しっかりと寄り合わされて一本の強靱な「綱」となる、という理解は不可欠である。

この包括的な宣教イメージについて、2012年「日本聖公会宣教協議会」で、私は、古代教会以来、大切にされてきた「教会の5つの要素」をさらに紹介した。①ケリュグマ：「み言葉を宣べ伝えること」、②ディアコニア：「この世界、社会の必要に応じ奉仕すること」、③マルトゥリア：「この世界、社会に対して、福音を具体的に証しすること」、④レイトゥルギア：「祈り、礼拝すること」、⑤コイノニア：「交わり、共同体」である。ケリュグマ、ディアコニア、マルトゥリアのいずれの要素が欠けてはならず、またそれらがレイトゥルギアと結びつけられながら表現される。それらすべてが包括されるコイノニアが、わたしたちの「教会」である、ということである。アングリカン・コミュニオンの「宣教の5指標」には、例えば「祈り」が含まれておらず、日本聖公会独自の＜宣教の道しるべ＞を紡ぎ出すためには、この「教会の5要素」が大いに参考になると考えたからである。しかし、あくまでも、日本聖公会が世界の聖公会と共に目標にすべきものは、「宣教の5指標」(5 Marks of Mission)であって、そ

の私たち、日本聖公会独自の解釈、展開の一助として古代教会以来の「教会の5要素」の理解を援用したい、ということである。

私自身が、この「包括的宣教論」の重要性を痛感したのは、実は、1995年に清里・清泉寮で開催された「日本聖公会宣教協議会」に遡る。この宣教協議会も、管区総会で決議されたものであったにも拘わらず、約半数の教区主教はほぼボイコットに近い形で不参加であった。いわゆる「社会派」の集まりといったレッテルが貼られたようにも思う。日本聖公会においても、長年、「社会派」対「福音派」「教会派」「伝統派」といった不毛な対立が続いてきたと言わざるを得ない。教会が社会的諸課題に取り組むことが何故、教会にとっての宣教課題なのか、しっかりと共有されてはいなかったし、「宣教」か「牧会」かといった誤った二項対立が蔓延していた。

そのことの反省を踏まえて、2012年の宣教協議会で、私が確認したかったことは、教会が置かれている社会の課題に関わることは「社会派」なのではなく、実はすぐれて「牧会的」な働きであって、それはまさしくわたしたち聖公会の「伝統」であるということであった。国教会としての英国教会は、数世紀前までは、英国教会の信徒＝英国国民という前提条件が成立していた。すなわち、教会の“pastoral care”（牧会的配慮）とは、もちろんパリッシュに住む信徒への配慮なのであるが、それは同時にパリッシュの全地域住民に対する配慮を意味していた。したがって、地域社会における課題に対して責任を持つことが、教会の牧会的配慮の内容に必然的に含まれていた、ということの再確認である。この場合の「牧会」とは、聖職者のみならず、信徒も含めた、パリッシュの教会共同体全体で担われるものを意味する。そして、この意味での「牧会」こそが、実は聖公会にとっての「宣教」であると言い切っても過言ではない。私たち聖公会にとって、「宣教」と「牧会」は切っても切り離せないコインの裏表なのである。

また、こうした宣教を考える会議等では、どうしても、これからどのような新たなプログラムを

始めるべきか、といった議論になりがちである。それはそれで必要なことなのだが、しかし一方で、すでに、私たちの信仰の先達たちが、歩んできたその道程に、ていねいに学ぶこともまた、不可欠なことでありと確信するものである。各教区・教会ですでに担われてきた、一つひとつの宣教・牧会の実践や物語にこそ学ぶべきであろう。日本聖公会は、現在どの教区、教会も、教勢の低落、財政状況の逼迫等に苦しんでいる。しかし、これらの問題を解決する特効薬などはなく、むしろ教会の宣教の原点、教会としての牧会的働きの原点に立ち帰ることによってのみ、道筋が備えられてくるに違いない。

私たちの宣教の原点は、実はきわめてシンプルなものである。信徒への牧会はもちろん、教会のあるパリッシュ全体、地域全体に対する牧会的働きを、ていねいに実践していくことに尽きると言っても過言ではない。その地にある、かすかな声に耳を傾けていくこと、声を出せない人々の「声」となっていくこと。この世界、社会、絶望の内にある人々に対して、神の祝福、<いのち>の喜びを、語り続けること。パリッシュにある課題、そしてまたこの世界にある課題に、教会として、ていねいに、取り組むこと、私たちの教会が、一人ひとりを抱きしめていくこと、温もりを与えていくこと以外にない。

私たちは2022年に、再度「宣教協議会」を開催し、各教区・教会がこの10年の間に取り組んだ<宣教・牧会>の収穫を持ち寄ることになっている。しかし、そこで持ち寄られるべき収穫とは、必ずしもどれだけ信徒が増えたか、献金額が増加したかということだけではなく、一つひとつの、ていねいな<宣教・牧会>の経験、物語なのである。



■特集・日本聖公会・宣教担当者の集い

「各教区宣教担当者の集い」を開催して

—各教区の活動をふまえ、教会の使命を再確認—

管区宣教主事 マルコ 谷川 誠

「各教区宣教担当者の集い」が昨年12月11日(月)～12日(火)に、京都教区センターを会場に行なわれた。参加者は各教区の宣教担当者、管区の宣教に関わる委員会の代表など23名であった。

東日本大震災の翌年2012年に日本聖公会は「いのち尊厳限りないもの」—宣教する共同体のありようを求めて—という主題のもとに宣教協議会を開催した。協議会は、まさに震災に続く忌まわしい東京電力福島第一原子力発電所の事故を投影したものになった。

この協議会から日本聖公会<宣教・牧会の十年>の提言が生まれ、これからの10年すべての信徒、教役者、教会、教区が心をつにして、それぞれの場、さまざまな形で<宣教・牧会>に徹底して取り組むことの決意表明であった。

そして、10年後に「2022年宣教協議会」を開催して、どのように提言に向き合うことが出来たのかを分かち合い、同時に<宣教・牧会>の果実を刈り取る収穫感謝の祭りにしたいとの提言でもあった。

さて、今回の各教区宣教担当者の集いは、協議会から5年を経過した2017年の時点で、これまで各教区が抱えるそれぞれの課題に、如何にして提言を咀嚼し、活動してきたのかを分かち合う機会となった。

まず、コメンテーターをお願いした西原廉太司祭により、2012年の協議会の振り返りの話を聞き、参加者全員で<宣教・牧会の十年>の提言、及び<宣教・牧会の十年>にむけて、を読み上げることにより、提言を再度共有することから始めた。

各教区の報告は、提言に向き合うことにより、それぞれの課題を鮮明にすることが出来、いろいろな工夫と努力で活動してきたことを分かち

合えた。

下記に、各教区の担当者の報告の要旨を簡単に記したが、足りないところはご容赦いただきたい。

北海道教区…宣教活動の経緯概要の一覧作成。ミッションステートメントの明確化(わたしたちの教会の夢)教役者宣教ミーティングの継続。

東北教区…青年の活動に力を入れている。規模も環境も異なる他教区の教会と祈りのパートナーとして繋がっている。

北関東教区…2012年の提言を活動方針として、プロジェクト制を継続。

東京教区…東京教区再編成準備室を設置。豊かな牧会、力強い宣教をめざして、教区組織再構築や宣教牧会エリアの設定などに努力している。

横浜教区…各地域の集会および伝道所の集まりを大切にしている。また、地域ごとの教会の集まりである宣教懇談会も継続している。

中部教区…中部教区ヴィジョン2017を作成。「教会の5つの要素」聖公会の「宣教の5つの指標」を意識、確認しながら宣教・牧会を実践するとした。また、2022年までのスケジュールも明確にしている。

京都教区…教区・教会宣教活動活性化のための働きを続けている。ほっこり宣教プロジェクト、京都ぶどうの家など地域と連携した活動をしている。

大阪教区…大阪京都特別協同教区が発足して大阪京都の合併も新しい段階になっている。旧宣教部を宣教局に改め、宣教に関する諸活動の情報の共有を行なえるようにした。

神戸教区…教区宣教アクションプランがあり、各教会がビジョンを掲げ、今まで行なって来たこととその成果を見つめ直し、未来に向けてこれから行なっていきたいことを明確にした。

九州教区…5年後の夢「わたしたちの教会の夢」を作成。「九州教区災害被災者支援室」を立ち上げ、多様な災害に対応できるようにした。

沖縄教区…どんなテーマでも話し合え、誰でも自由に参加できる「ゆいまーる」の継続。沖縄週間／沖縄の旅を担う。

こうして、どの教区も現状を脱却するための努力は確実にしている。それぞれの教区の挑戦が、他の教区の宣教活動にとって何らかのヒントになれば良いと思う。

自身の反省を込めて、宣教協議会や担当者の集いの中で話された事柄が、言いつばなし、提言の出しっぱなしにならないことを心から願いたい。

しかしながら、目標達成を追いかける余り、少し疲れているのではないかとの指摘もある。もう少しゆったりと計画を進めていく方が良いのかも知れない。

2022年の収穫感謝の祭りに捧げる果実とはどのようなものになるのだろう。2012年に開催さ

れた、日本聖公会宣教協議会で確認し合った宣教の5指標と教会の5要素とを胸に刻んで、あと5年、信徒・教役者・教会・教区が励まし合いながら丁寧な宣教・牧会の活動が出来ればと良いと心から思う。

教会の5要素

ケリュグマ

み言葉に聴き、伝えること

ディアコニア

世界、社会の必要に応え仕えること

マルトウリア

生活の中で福音を具体的に証しすること

レイトウルギア

祈り、礼拝すること

コイノニア

主にある交わり、共同体となること

宣教の5指標

- ・ 神の国のよき知らせを宣言すること
- ・ 新しい信徒を教え、洗礼を授け、養うこと
- ・ 愛の奉仕によって人々の必要に応答すること
- ・ 社会の不正な構造を改革し、あらゆる暴力に反対し、平和と和解を追求すること
- ・ 被造物の本来の姿を守り、地球の生命を維持・再生するために努力すること

再録

日本聖公会

ウイリアムス神学館ニュース

2017年 第98号

吉田先生と神様に感謝

主教 高地 敬

1995年から7年間、私はウイリアムス神学館で主事をしておりました。その前半は森紀旦司祭が専任の館長でありました。元々北関東教区

の出身で聖公会神学院の校長もなされ、その後、京都にお出でいただいたのでした。森館長は中部教区の主教に選出され、転出されました。名古屋での主教按手式にはもちろん参りました。3年ほどの関わりでしたが、とても寂しく感じました。

2002年からは吉田雅人司祭が専任の館長でありました。神戸教区からお出でいただいていたのですが、京都教区のさまざまな教会の主日礼拝の応援もたくさんお願いいたしました。15年にわたって館長としてお勤めいただき、礼拝学を中心に担当され、神学館のさまざまな部分の整備もしていただきました。また、多くの課題に

ついて一緒に悩み、その都度、解決へと進めていっていただきました。その誠実で行動力のあるお人柄に触れ、多くの人がゆったり安心したのではないのでしょうか。

吉田館長は、この夏に東北教区の主教に選出され、11月30日に主教接手式・着座式が仙台で行なわれました。大勢の人が礼拝に参加し、新しい教区主教の誕生をお祝いし、新しく教区主教が与えられた東北教区の喜びを共にいたしました。ただ、神学館にとりましては長く館長であった方が他所に行ってしまう。12月2日、ウイリアムス神学館関係逝去者記念聖餐式のお説教にお出でくださった中村豊主教様が礼拝前に、「ほっかり穴が開いたようだ」と言っておられました。全くその通り、とても寂しい、頼りないような感じです。必ずそこにいた人、いるべき人がいない。

森館長も吉田館長も、教区主教に選ばれるべくして選ばれたのですが、大切な方を他所へ送り出すとき、その後何度でも会えると分かっている、少なからず気持ちが重たくなり、喪失感があります。今回も自分勝手に感傷的になり主教接手式の最中に喪失感を味わっておりました。

このような穴は人生のいろんな場面で出現するものですが、多くの場合、その後には新しい展開が訪れます。12月1日に黒田裕司祭が新しい館長に就任されました。神学館に関わる者も神学生も、お互いに新しい体制に少しずつ慣れて、穴を埋める以上のより一層の働きへと進むこ

とができればと願っております。吉田新主教の働きのため、また黒田新館長の働きのためお祈りいただければ幸いです。

(こうちたかし 本館理事長 グリシア語担当)

道を伝えて

吉田雅人前館長のこれまでのお働きに謝意を表しますとともに東北教区主教ご就任を心からお祝い申し上げます。

他方、巻頭言にあるように「わたしたちの館長が突然取り上げられてしまった!」という感も否めない。わたしの神学館との関わりは12年程になるが、とくに2009年からは副館長として吉田先生のもとで働かせていただいた。ある時、会話の流れでわたしが「吉田先生がわたしの上司なので…」と言うと、先生はにこやかに「上司なんて思っていないよ。同労者だよ。」と仰った。この通り普段からよく先生は、聖職の権威主義を戒められ、謙虚であるよう神学生たちに語りかかせていた。この背後にフィリ2・6～8を見つつ、これが先生の教えに通底する「道」であったといま思う。やはり寂しさに留まりたくなる。しかしふいに「ガラテヤの人たち、なぜ天を見上げているのか。」(使1・11) とのみ言葉が浮かんだ。喪失の彼方を見つめてばかりいないで、足もとつまりキリストという「道」に目を転じて、その道を神学生たちと共に往こう。(館長 黒田 裕)

公益財団法人

同志会の学生寮へのお誘い

“文(フミ)の京(みやこ)”文京区本郷西片町の閑静な住宅街の一角に「公益財団法人同志会」(理事長・北原和夫)という学生寮があるのをご存知でしょうか。国道17号線から少し入った一隅の、歴史ある誠之小学校の正面に男子学生18名を収容し、学生が主体となって運営されるキリスト教学生寮があります。その歴史

も古く、初代会長の阪井徳太郎(小村寿太郎外務大臣秘書官)がハーバード大学を卒業、聖公会系の神学校に学び、留学中に経験したクリスチャンの学生寮で「キリスト教精神に基づいた暖かな交流」に感得して日本にも同様の学生寮を導入したのが同志会の原点です。阪井徳太郎は1902年(明治35年)に「キリスト教の主義に基づき、品性を修養し知性を啓発してキリスト教的人格を作らんとする同志が清高和楽なる家庭を組織する」という目的により同志会を設立しました。特に歴史的に日本聖公会との繋がりは深く、

「聖公会手帳」の諸施設一覧にも掲載されておりますし、近くの東京聖テモテ教会の牧師が代々チャプレンとして来会されていますので、教会へ通いやすい環境となっております。

★交通

都心にあるが故に交通上の便は良く、地下鉄の白山駅や東大前駅にも5分程度で行く事が出来ますので、首都圏の交通網を利用して多くの大学に楽に通学する事が出来ます。

★寮費

寮費も安く設定されており、部屋代は夕食付、諸雑費込みで5万円前後と学生の負担を軽くするように設定されています。

★寮内の生活

寮生は大学に通う傍ら寮内に於いては夕食時にホールに集まり、年代・学部・専攻(大学院)を越えて談論風発、互いに研鑽しあう楽しいひと時を持つ事もあります。また、卒寮した先輩は社会的に活躍している方々も多く、その方々が定期的に来寮してチャプレン、学生と共に過ごす諸行事がありますので、その交流を通して社会に出るからの不安や進路等の相談にも快く応じてくれます。寮における生活を通じて知り合った仲間と共に有意義な学生時代を送り、その仲間は生涯の友となるでしょう。また、寮内にチャペルもあり、いつでも自分だけの祈りのひと時を持つ事も出来ます。



チャペル

建物は建築されてから50年を経過しておりますが、居室や諸設備も最近耐震補強と共にリフォームを行ない、居住環境の向上も心掛けております。これから東京における居住地を探しておられる新入生の方々、是非入寮をご検討ください。(記・大越保正)



同志会学生寮全景

なお、詳細につきましては、URL:同志会.net.をご覧ください。

教会の声 / 読者の声

遠藤徹氏の日本軍「慰安婦」被害者への謝罪について

一 慰安婦問題を次世代に引きずらないために—

2017年12月2日

横浜山手聖公会 ダビデ^{とみたしょうへい} 富田松平

「管区事務所だより」第315号(2016年10月25日付)にて、「横浜教区の遠藤徹氏が、ソウルの『水曜集会』で慰安婦被害者に謝罪」という記事を拝読しました。しかし韓国の慰安婦問題

は、史実が歪められているのが現状です。この問題を次世代に引きずらないために、拙文ながら筆を執ります。

1. 2014年8月27日付朝日新聞にて、朝日新聞社が設置した第三者委員会の報告に基づいて、一連の慰安婦報道の記事を「訂正。おわびご説明します」と題した訂正記事を掲載しました。詳細は割愛しますが、慰安婦問題を最初に提起した吉田清二氏の話しを取り上げた朝日新聞記事をすべて撤回したものです。

2. 韓国世宗大学・朴裕河教授「帝国の慰安婦」(朝日新聞社 2014年11月刊)は、多層的・多角的な分析がされていて、何よりも日本の植民地政策を厳しく指摘しています。一方で、要約するのは誤解を招きかねませんが、旧日本軍将兵と慰安婦との間に、性を超越した疑似的家族関係があったことを指摘しています。また朝鮮の貧しい女性たちを戦場に連れて行ったのは、主に朝鮮人や日本人の業者である、旧日本軍は主に衛生的な管理を行ってきた、と記述されています。私が最も重要で多層的分析であると思うところを、下記に引用します。

「ソウルの日本大使館前の少女像が、悲しいというよりはむしろ、そこに日本を精神的に屈服させるような強い目をしているのも、<帝国に抵抗した左派>といった構造の表れであろう。そこにあるのは、<民族>としての少女より、帝国主義に抵抗し、その後も闘争する<左派>の目である。その意味では、左派運動が芽生える前に、民族として抵抗した独立運動の少女闘士ユ・ゲアンズではありえない。大使館をみつめる凝視には、日本兵と<同士>だった記憶や、兵士と<同じ運命>と考えたような気持ちも存在しない。同じ民族である業者や親に対する恨みも存在しえない。運動が帝国主義への左派の戦いである以上は、永遠に戦い続けるほかはないのである。基金を受け入れて、日本を許した慰安婦たちが排除されるほかなかった理由もそこにある。」

3. 2014年12月、複数の高校教科書「現代社会」「政治・経済」にて、事実誤認があったとして、「従軍慰安婦」「強制連行」の文言を削除し、表現が改められました。表現は教科書各社により異なりますが、従軍したことや、強制性についての記述はありません。
4. 2015年12月28日、日韓両政府は慰安婦問題について合意し、この談話の中で、強制連行については一切そのような史料は見

つからない、と否定しています。

不実な話しですが、地球上のどこでも、戦火がある地域の兵士に対して売春業者が暗躍することは事実です。旧日本軍は、そういった民間慰安婦業者に対して、衛生上の管理をすることを指示した、と言うことです。ちなみに当の韓国も、ベトナム戦争当時多数のベトナム人女性を慰安婦としていた資料が、米機密公文書館で発見されています。

5. 2016年9月号「新潮45」にて、吉田清二氏の長男がインタビューに応じて「慰安婦像をクレーン車で撤去したい」と題した記事が掲載されています。この長男は、父親の清二氏が虚構の創作話をあちらこちらで吹聴したために、日韓関係がこじれてしまうことになった、と強く後悔している内容です。

上記のとおり日本の植民地政策は深く反省しなければなりません。慰安婦問題は、史実として揺らいでおり、韓国の学者でさえ、その内容を問う声が挙がっています。

遠藤氏が韓国に出向いて、どのような発言や行動をされても、それが後世の歴史に耐えるという信念に基づくものであれば、ご自身の自由です。しかしながら、遠藤氏が2016年10月に訪韓されているなら、上記1.から5.については、その時点では公知で知り得る立場にありました。

史実が多層的に揺らいでいる状況において遠藤氏が取った行動に対して、「管区事務所だより」にて報じることは、聖公会信徒のみならず、日韓両国民をミスリードするものです。むしろ、この記事を読んで憂うのは、朴教授および挺対協の水曜集會に付いて行けないと去って行った元慰安婦そのひとたちでは無いでしょうか。

以上

□「教会の声/読者の声」欄への寄稿をお待ちします。内容・字数は自由。執筆者名と教会を記してください(匿名は不可)。宛先は「管区事務所だより」編集室・広報主事。メールまたは郵便で。

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会
NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yaraï-cho, Shinjuku-ku,
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2017年12月19日

内閣総理大臣 安倍晋三さま
法務大臣 上川陽子さま

死刑執行に憤りをもって強く抗議します

2017年12月19日、東京拘置所において関光彦さん、松井喜代司さんに死刑が執行されたことに対し、ここに強く抗議いたします。

死刑制度は「残忍な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条や、「何人も拷問また残虐な、非人道的もしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた世界人権宣言(第5条)の精神に反するものであり、また、死刑制度廃止へと向かう国際社会の潮流にも逆行するものです。

刑罰として生命までも奪う権利は国家にも、だれにも与えられていません。しかしながら現実には、法務大臣がきわめて事務的・機械的に署名捺印し、死刑が施行されるという暴挙が行われています。死刑の執行はまさに国家による殺人です。

この度執行された二人は再審請求中であり、更に、関光彦さんは犯行時19歳の少年でした。国際規約(自由権規約)では、公正な裁判を受ける権利として、十分な時間及び便益が与えられることを定めています。日本政府は自由権規約を批准した国として、裁判所による公正な審理が尽くされることを保障しなければなりません。

今回の死刑執行においては、こうした公正な裁判を受ける権利を保障するという観点欠缺しており、人権を軽視する現政権の姿勢の表れであると言えます。

わたしたちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っています。また、これまでに、自分の犯した罪に真摯に向き合い「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた同信の友を死刑の執行によって奪われました。わたしたちの死刑制度廃止を求める願いには切なるものがあります。

わたしたちは、神より与えられたすべての人の生命と尊厳、そして人権を守るキリスト者の信仰に立って、一日も早い死刑制度廃止を強く求めます。

上川法務大臣には、是非とも数多くの死刑制度廃止を訴えるわたしたち国民の声に耳を傾け、内閣及び国会の場において、死刑制度廃止に向け努力されると共に、その法改正がなされるまで、決して死刑の施行をしないように強く要請いたします。

日本聖公会正義と平和委員会
委員長 主教 上原榮正



絵・かるべめぐみ

□日本聖公会『管区事務所だより』購読の御案内

日本聖公会の宣教理念と管区・各教区の実践活動、また世界各国の聖公会の動向を毎号の誌面で的確にお伝えする広報誌『管区事務所だより』の定期購読についてのお問い合わせが増えておりますので、ここに御案内いたします。

本誌は原則として年に10回発行、1年分の購読料は1,000円です(特別増刊号なども含む)。複数年分まとめてお支払いいただく場合は¥1,000の倍数にてお振込み願います。

なお、教会によっては教会委員の人数分をまとめてお申し込みくださる向きもだんだんと増えております。複数の部数を一括して御注文いただく場合には、1人1年¥500×人数分にて計算し、お申し込みください。発行の都度まとめて教会宛にお届けします。購読料の振込み等については、管区事務所宛に電話にてお問い合わせください。電話：03-5228-3171

日本聖公会管区事務所ホームページ <http://www.nskk.org/province/>

☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメール、また郵便でお寄せください。